

## 【自主防災組織の規約参考例】

# 自主防災会規約

### （目的）

第1条 本会は、自治会における住民が、連帯共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害その他の大規模災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### （名称）

第2条 本会は、自主防災会と称する。

### （事務所）

第3条 本会の事務所は、（高槻市 町 番号）に置く。

### （事業）

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 防災思想に関する知識の普及・啓発や災害予防等に関すること。
- （2） 防災訓練の実施に関すること。
- （3） 防災資機材の整備に関すること。
- （4） 地震等の災害発生時における情報の伝達・初期消火・救出救護・避難誘導・給食給水に関すること。
- （5） その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （会員）

第5条 本会の会員は、自治会内（高槻市 町 番地から 番地）における居住世帯及び事業所等をもって構成する。

### （役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	名	書記	名
会計	名	幹事	名		

- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員任期は 年とし、再任は妨げない。ただし、引き続き 年を超えることはできない。

### （役員の仕事）

第7条 会長は本会を代表し、防災に関わる活動を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 書記は、会務を記録し、本会の内外への連絡・広報などを行う。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

( 会議 )

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

( 総会 )

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回開催する。但し、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - 事業計画に関すること。
  - 予算及び決算に関すること。
  - 規約の改正に関すること。
  - その他、会長が特に必要と認めたこと。

( 幹事会 )

第10条 幹事会は、会長・副会長・書記・会計及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
  - 総会に提出すべきこと。
  - 総会より委任されたこと。
  - その他、会長が特に必要と認めたこと。

( 防災計画 )

第11条 本会は、第1条に規定する目的を達成するため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、第4条に規定する事業の総合的かつ計画的な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

( 会計年度 )

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

( 経費 )

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。

( 会費 )

第14条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(会計監査の選出)

第15条 本会の会計を監査するため、会長は会計監査 名を会員中より委嘱し、総会の承認を得る。

(会計監査の任期)

第16条 会計監査の任期は、役員に準ずるものとする。

(会計監査)

第17条 会計監査は、当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(規約の改廃)

第18条 この規約の改廃は、総会において会員総数の 分の 以上の賛成を必要とする。

附 則

この規約は、平成 年 月 日より施行する。

## 【自主防災計画の参考例】

# 自主防災会 防災計画

## 1 目的

この計画は、自主防災会（以下「本会」という。）の規約に基づき防災活動に関し必要な事項を定めることにより、地震・火災・風水害等の災害による被害の発生及びその拡大の防止を図ることを目的とする。

## 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- 防災思想・知識の啓発及び普及に関すること。
- 防災訓練の実施に関すること。
- 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
- 情報の収集・伝達に関すること。
- 出火防止・初期消火に関すること。
- 救出救護に関すること。
- 避難誘導に関すること。
- 給食給水に関すること。

## 3 防災組織の編成及び任務分担

地震等、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別表1のとおり防災組織を編成する。

## 4 防災思想・知識の啓発及び普及

地域住民の防災意識を高揚するため、防災思想・知識の啓発及び普及を、次により行う。

### (1) 啓発普及事項

- 防災組織及び防災計画に関すること。
- 地震・火災・風水害等についての知識に関すること。
- 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- その他、防災に関すること。

### (2) 啓発普及方法

- 広報紙・パンフレット・リーフレット・ポスター等の配布及びミニコミ誌の発行
- 講演会・講習会・座談会・映画会等の開催

## パネル等の展示

### (3) 実施時期

防災の日・火災予防運動期間等の時期に行うほか、必要に応じて随時実施する。

## 5 防災訓練

大地震等、災害の発生に備えて、情報の収集伝達・消火・避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

### (2) 個別訓練

個別訓練は、本会が保有する個々の資機材の取り扱い等について実施するものとする。

### (3) 個別訓練の種類

#### 情報の収集・伝達訓練

- \* 被害の状況等を正確かつ迅速に把握し、収集した情報を防災関係機関に通報し、防災関係機関の指示等を迅速かつ的確に地域住民に伝達することについて習熟する。

#### 消火訓練

- \* オイルパン等を使用し、消火器やバケツ等による消火技術を習熟する。

#### 救出・救護訓練

- \* 家屋の倒壊等による被害者を簡単な工具を使用して救出する。また、負傷者の応急手当の方法等について知識及び技術を習熟する。

#### 避難誘導訓練

- \* 避難の要領を熟知し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう習熟する。

#### 給食・給水訓練

- \* 炊き出しや食料・飲料水を確保する方法及び提供された食料・飲料水・毛布等、物資の配分方法について習熟する。

#### 防災資機材等の配備

- \* 災害の発生に備えて防災資機材を配備（備蓄）し、管理をする。資機材の点検は、毎月第 〇 曜日に行う。

### (4) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に実施するものとする。

### (5) 訓練実施計画

訓練を実施する場合は、目的や実施要領等を明確にした訓練実施計画を作成する。

### (6) 訓練の時期及び回数

訓練は、防災の日や火災予防運動期間中並びに自治会等の行事のなかで工夫をし実施する。

総合訓練は年1回以上、個別訓練は随時実施する。

## 6 情報の収集伝達

被害の状況等を正確かつ迅速に把握し適切な応急措置をとるために、情報の収集・伝達は次により行う。

### (1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集し、必要と認める情報は地域内住民や防災関係機関等に伝達する。

### (2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話・テレビ・ラジオ・有線放送・携帯無線機・伝令等により行う。

## 7 出火防止及び初期消火

### (1) 出火防止

大地震等においては、二次災害の火災の発生が被害を大きくするので、出火防止の徹底を図るため、次の事項に重点をおいて点検整備を行うよう、各家庭に呼びかける。

火気使用設備器具の点検整備及びその周辺の整理整頓状況

石油類等、危険物品の保管状況

消火器等、消火機材の整備状況

その他、建築物等の危険箇所の状況

### (2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期の段階で消火できるようにするため、次の消火機材を配備する。

可搬式動力ポンプ

消火器・水バケツ・消火砂 等

## 8 救出救護

### (1) 救出救護活動

建物の倒壊・落下物等により、救出・救護の必要が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、二次災害の危険を確認するなかで、現場付近の者は積極的に救出救護活動に協力する。

### (2) 防災関係機関への出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出が必要な場合は、迅速に防災関係機関へ出動を要請する。

## 9 避難誘導対策

火災の延焼等、災害の発生により、地域住民の人命に危険が生じ、また生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導

市長の避難勧告・指示が出たとき、または地域において避難の必要を認めたと  
き、避難誘導班員は地域住民を避難地に安全に誘導する。

### (2) 避難経路及び避難場所

避難経路は 通りとする。ただし、 通りが通行不能の場合は、  
通りとする。

避難場所は、 公園、または 学校とする。

## 10 給食給水

避難地における給食及び給水は、次により行う。

### (1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配給された食糧・地域内の家庭等から提供を受けた食糧等の、配分や炊き出しなどの給食活動を行う。

### (2) 給水

給食給水班員は、市から提供された飲料水や水道・井戸等から確保した飲料水などの給水活動を行う。

### 《別表1》

自主防災会の編成及び任務分担		
班	平常時の役割	災害時の役割
本部	<ul style="list-style-type: none"><li>* 組織の総括</li><li>* 各班の調整と統合</li><li>* 防災会議の開催</li><li>* 防災計画・防災訓練等の企画立案及び実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>* 「対策本部」の設置</li><li>* 「市の災害対策本部」との連絡・調整</li><li>* 各班への指示と調整</li></ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"><li>* 講演会・映画・ミニコミ紙等による防災知識の普及啓発</li><li>* 情報の収集・伝達訓練</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>* 情報の収集・伝達</li><li>* 被害状況を把握し、防災関係機関へ通報</li><li>* 災害（パニック）防止のための広報</li></ul>

消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 正しい火の使い方の指導</li> <li>* 家庭での出火防止の指導・点検</li> <li>* 消火体制の整備</li> <li>* 初期消火訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 消火器・バケツ等による初期消火の実施</li> <li>* 出火防止の広報活動</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家屋の倒壊等による救出技術の習得</li> <li>* 救出・救護体制の整備と訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家屋の倒壊等による救出・救護活動</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 避難計画の策定</li> <li>* 集合場所・避難経路・避難場所の巡回と熟知</li> <li>* 避難誘導訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 集合場所・避難経路の安全確認</li> <li>* 避難誘導活動</li> <li>* 人員点呼等、避難者の把握</li> </ul>
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 炊事用具等の調達と管理</li> <li>* 食料等、物資の配分計画の確立</li> <li>* 非常食の家庭備蓄 P R</li> <li>* 給食・給水訓練</li> <li>* 炊き出し訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 給食・給水の実施</li> <li>* 炊き出しの実施</li> <li>* 食料等、提供物資の配分</li> </ul>